

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和3年（行情）濟問第542号

事件名：特定地方検察庁の検察官が刑事訴訟法19条に基づく移送請求に反対する旨の意見書を作成する際新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を考慮しないことが分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和4年1月20日（木）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1723

FAX 03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諮問  
庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定によ  
る送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



諮問庁:検事総長

## 理由説明書

## 第1 開示請求の内容及び処分庁の決定

## 1 開示請求の内容

本件開示請求は、「釧路地検の検察官が刑訴法19条に基づく移送請求に反対する旨の意見書を作成する際、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言のことは考慮しないことになっていることが分かる文書」を対象としたものである。

## 2 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得しておらず保有していないとして、不開示とする決定（以下「原処分」という。）を行ったものである。

## 第2 諒問庁の判断及び理由

## 1 諒問の要旨

審査請求人は、特定事件に対する移送決定に係る経緯を述べた上で、原処分に対する文書は存在する旨主張し、本件不開示決定を取り消すとの決定を求めているところ、諒問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

## 2 事件の移送に関する意見書について

公判に係属した事件の移送については、刑事訴訟法19条により、「裁判所は、・・・検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、・・・他の管轄裁判所に移送することができる。」とされており、この際、刑事訴訟規則8条により、裁判所は、移送の請求があった場合には相手方又は弁護人の意見を、職権で移送の決定をするには検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞かなければならないとされており、このときに裁判所に検察官の意見を記載して提出するものが本件開示請求に言う「意見書」である。

## 3 意見書の作成について

移送に関して裁判所から検察官に対して意見を求められた場合、検察官は、公判立証上の支障の有無、参考人等関係者の利便性、被告人の防御権等を考慮し、個別の事案に応じて意見書を裁判所に提出するものであって、あくまで独

立した検察官の検察権行使の一環として作成されるものである。

#### 4 対象文書の探索について

##### (1) 原処分時の探索について

処分庁において、本件開示請求を受けて、捜査・公判を担当する部署が保存・管理する行政文書に対して、対象となる文書の探索を行ったが発見されなかったものであり、処分庁において、本件開示請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず、保有していないかったものと認められる。

##### (2) 対象文書の再探索について

処分庁において、審査請求を受けて、対象文書の再探索を行ったものの、該当する行政文書の存在を確認することはできなかった。

##### (3) 探索範囲の妥当性について

処分庁は、担当部署内の事務室、書庫、パソコン上の共有フォルダ等を探したるものであり、探索の範囲としては妥当である。

#### 5 個別の事件に関する対応について

審査請求書の記載及び審査請求書に添付した資料のとおり、特定事件の移送決定に当たり、釧路地検の特定検察官が提出した意見書において、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に言及していないことを以て、釧路地検の検察官が移送決定に際し緊急事態宣言を考慮しないことになっているというような事実を示すものではなく、処分庁に確認したところ、そのような方針を庁内で取り決めたこともない以上、上記4の文書の探索結果も踏まえ、処分庁が本件開示請求の対象となる文書を作成・取得していないものと認められる。

なお、本件開示請求書の記載からは、特定事件に関する文書の開示を求めているものとは認められず、また、審査請求人が審査請求書に添付しているような各種文書は刑事訴訟法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」に該当することから、これらの文書を対象文書としなかったことは妥当である。

#### 6 審査請求人の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも前記判断を左右するものではない。

#### 第3 結論

以上のとおり、本件開示請求の対象となる文書を作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とした原処分は、妥当である。